

# 栃木県食品自主衛生管理認証制度実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この要綱は、食品関係事業者が自主的に行う衛生管理について、H A C C P（危害要因分析・重要管理点方式）による衛生管理を推進するとともに、一定の水準にある施設を認証することにより、県内食品関係施設の自主衛生管理を推進させ、食品の安全性の確保を図り、県民の安全・安心な食生活に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品関係事業者（以下「事業者」という。）とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）第3条第1項で規定する食品等事業者で、県内に施設を有する者をいう。
- (2) 自主管理の届出（以下「届出」という。）とは、事業者が認証の申請を行う前に、知事が定める届出の基準以上の自主的な衛生管理を行っている施設について、その施設の所在地を管轄する保健所長にあらかじめ届け出ることをいう。
- (3) 認証とは、前号の届出に適合した事業者からの申請に基づき、その施設における自主的な衛生管理について、知事が定める認証の基準に適合し、かつ適切に衛生管理が履行されていることに対して認証を与えることをいう。
- (4) 認証機関とは、この要綱に基づく認証に係る審査等の事務を行う者として、知事が指定した公益社団法人又は公益財団法人、その他の法人をいう。
- (5) 特別認証とは、知事がこの要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認めた第三者認証の仕組み（以下「知事が認めた認証制度等」という）で認証等を受けた事業者に対し、知事が行う認証をいう。

### (責務)

第3 県は、食品自主衛生管理認証制度の適正な運用及びその普及に努めるものとする。

2 認証機関は、公正な認証業務を行い、審査の信頼性の確保に努めるものとする。

3 認証を受けた事業者は、認証基準を遵守し、より安全性の高い食品の供給に努めるものとする。

## 第2章 認証

### (対象業種)

第4 認証の対象は、事業者のうち別表第1に定める業種とする。

### (届出及び認証の基準)

第5 知事が定める届出の基準（以下「届出基準」という。）は、食品衛生法施行規則

(昭和 23 年厚生省令第 23 号) 第 66 条の 2 第 2 項及び食品衛生法施行条例（令和 3 年栃木県条例第 4 号）第 3 条のとおりとする。

- 2 知事が定める認証の基準（以下「認証基準」という。）は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 認証を申請する事業者は、認証を受けようとする施設ごとに、認証基準に基づいた衛生管理の方法、頻度及び記録の方法等を定めなければならない。ただし、前項の規定により実施した危害要因分析の結果、危害の発生のおそれがないとされた場合は、この限りではない。
- 4 認証を申請する事業者は、前項の規定により自ら定めた衛生管理の方法等を記載した衛生管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、保存しなければならない。
- 5 認証を受けた事業者は、マニュアルに基づく記録を作成の時点から原則 1 年間、保存しなければならない。

#### （届出の手続き）

第 6 届出をしようとする事業者は、施設ごとに別記第 1 号様式による届出書をその施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

- 2 保健所長は、前項の規定による届出を受理したときは、別記第 2 号様式による自主衛生管理届出台帳に記載するものとする。
- 3 保健所長は、届出の受理にあたり必要があると認めるときは、職員を当該施設に立ち入らせ、調査させるものとする。

#### （認証の申請）

第 7 認証の申請をしようとする事業者は、認証を受けようとする施設ごとに、別記第 3 号様式による申請書に、マニュアルの正本及びその副本並びに別表第 3 に定める関係書類を添えて、認証機関に提出しなければならない。

#### （認証の申請者欠格要件）

第 8 この要綱の規定により認証を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない事業者は、第 7 に規定する申請を行うことができない。

#### （認証の更新申請）

第 9 認証を受けた事業者が認証の有効期間満了に際し引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の 3 か月前までに、別記第 3 号様式による申請書にマニュアルの正本及びその副本並びに別表第 3 に定める関係書類を添えて、認証機関に申請しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、認証を受けた認証機関（以下「申請認証機関」という。）に申請をし、かつ、現に受けている認証に係るマニュアル及び別表第 3 に定める関係書類の内容に変更がない場合は、その添付は省略することができる。

#### (認証の変更申請)

第10 認証を受けた事業者が、マニュアルの内容を変更するときは、別記第3号様式による申請書に内容を変更したマニュアルの正本及び副本並びに別表第3に定める関係書類を添えて、遅滞なく申請認証機関に申請しなければならない。ただし、別表第3に定める関係書類の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。

#### (認証の方法)

第11 認証機関は、事業者から第7、第9及び第10に規定する認証の申請並びに第12に規定する再審査の申請が行われた場合は、次の各号に掲げる方法に従い、審査を実施しなければならない。ただし、第9第2項の規定によりマニュアルの添付が省略されたときは、第1号の審査を省略することができる。

- (1) マニュアルの内容について、認証基準に基づき審査を行う。
- (2) マニュアルの内容が認証基準に適合したものについて、当該施設における実施状況等の審査（以下「現地審査」という。）（第7及び第10に規定する申請の場合は、事業者に一定期間試行させた後に行う現地審査をいう。）を行う。

2 認証機関は、前項の審査結果に基づき、現地審査を行った審査員及び現地審査に関与していない審査員等で構成する審査会において、認証の可否についての判定を行うものとする。

3 認証機関は、審査会において認証の否の判定を行ったときは、別記第4号様式によりその旨を通知するものとする。ただし、認証の否の判定は、第24第3項に規定する技術上の指導の範囲を超えて改善が必要であると認めるときとする。

#### (再審査の申請)

第12 第11第1項に規定する審査の結果、否の判定を受けた施設の事業者は、否の理由の改善が完了したときは、別記第5号様式にマニュアルの正本及び副本並びに別表第4に定める関係書類を添えて、認証の否の判定を行った認証機関に申請することができる。ただし、第7、第9及び第10に規定する認証の申請に提出したものと変更がない書類については、省略することができる。

#### (認証申請書の記載事項変更届)

第13 認証を受けた事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したとき、又は法第56条の規定若しくは法第57条第2項の規定に係る地位の承継を行ったときは、別記第6号様式による届出書に変更内容を確認できる書類（法人にあっては登記事項証明書）、認証書を添えて、遅滞なく申請認証機関に届け出なければならない。

- (1) 認証を受けた事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 認証を受けた事業者の氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名）
- (3) 施設の名称、屋号又は商号

#### (認証書の交付等)

第14 認証機関は、第7、第9及び第10に規定する申請並びに第12に規定する再審査の申請を受け、認証基準に基づいて認証した事業者に対し、別記第7号様式の認

証書を交付するものとする。

- 2 前項に規定する認証書の交付は、マニュアルの副本を添えて行うものとする。
- 3 認証を受けた事業者が、交付された認証書を紛失又はき損したときは、別記第8号様式の認証書再交付申請書により、遅滞なく認証機関に再交付の申請をしなければならない。
- 4 前項の規定により再交付の申請のあった事業者に対し、認証機関は認証書を再交付するものとする。

(認証の有効期間)

第15 第7及び第12の規定に基づく認証の有効期間は、認証の日から3年とする。

2 第9の規定に基づく認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了日の翌日から3年とする。

3 第10の規定に基づく有効期間は、変更申請前の認証による有効期間とする。

4 第14第3項の規定に係る認証の有効期間は、当該認証に係る有効期間とする。

(認証マークの掲示等)

第16 認証を受けた事業者は、知事が別に定める認証マークを、認証を受けた施設において掲示し、又は当該施設で製造、加工等された認証に係る製品に貼付することができる。

(認証の取消し)

第17 認証機関は、認証をした事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第7、第9及び第10に規定する申請並びに第12に規定する再審査の申請の内容等に虚偽が判明したとき。
  - (2) 認証基準の不履行が判明し、相当の期間を定めて、改善を求めてもなお改善されないとき。
  - (3) 法第6条の規定に違反し、法第60条の処分を受けたとき。
  - (4) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第8号の処分を受けたとき。
  - (5) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売が判明したとき。
- 2 認証機関が前項の規定により認証を取り消すときは、当該事業者に別記第9号様式による認証取消書を交付するものとする。
  - 3 認証を受けた事業者が第1項第3号に該当した場合は、申請認証機関にその旨を届け出なければならない。
  - 4 認証を受けた事業者が第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに申請認証機関に認証書を返納しなければならない。

(認証の辞退・廃止の届出)

第18 事業者は、次の各号に該当する場合は、別記第10号様式の届出書により、速

やかに認証書を添えて申請認証機関に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証を受けた施設を廃業又は廃止したとき。

### 第3章 認証機関

#### (指定及び申請)

第19 第2に規定する知事の指定は、認証の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、別記第11号様式による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - (2) 次に掲げる事項を定めた認証に関する規程
    - ア 認証の業務を行う時間及び休日に関する事項
    - イ 認証の業務の実施に要する費用（手数料）に関する事項
    - ウ 認証の業務を行う組織に関する事項
    - エ 認証の業務に従事する者の配置及び職務並びに倫理に関する事項
    - オ 認証の業務（認証後の業務を含む。以下同じ。）の実施方法に関する事項
    - カ 認証の業務を公正に実施するために必要な事項
    - キ 認証書の交付に関する事項
    - ク 認証の業務の公表に関する事項
    - ケ 認定の取消しを受けた際の、認証の業務の引継ぎに関する事項
    - コ 前各号に掲げるもののほか、認証の業務に関し知事が必要と認める事項
  - (3) 第11に規定する審査及び判定を行う者（以下「審査員」という。）の氏名、略歴
  - (4) 役員の氏名及び役職名
  - (5) 現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績
- 3 前項に掲げる書類の審査の結果、当該認証業務を行う十分な能力があり適正な運営ができると知事が認めた者には、別記第12号様式による認証機関指定書（以下「指定書」という。）を交付するものとする。
- 4 認証機関は、交付された指定書を事業所に掲示しなければならない。
- 5 認証機関が交付された指定書を紛失又はき損したときは、別記第13号様式の指定書再交付申請書により、遅滞なく知事に再交付の申請をしなければならない。
- 6 前項の規定により再交付の申請のあった認証機関に対し、知事は指定書を再交付するものとする。

#### (認証の制限規定)

第20 認証機関は、当該法人の役員が関与する施設の認証を行うときは、外部の審査員を含む審査会においてその承認を得た場合は、認証を行うことができる。

#### (認証機関の変更の届出)

第21 認証機関は、第19に規定する申請書の記載事項及び添付書類の事項に変更が

あつたときは、別記第14号様式による届出書に、変更事項を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(審査員)

第22 審査員は、次の各号に該当する者のうちから、認証機関が選任する。

- (1) 法第30条に規定する食品衛生監視員の資格に該当する者であつて、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- (2) 法第48条に規定する食品衛生管理者の資格に該当する者であつて、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- (3) (1)及び(2)のほか、知事が認める者

2 審査員は、知事が実施する講習会を受講しなければならない。

3 審査員は、コンサルティングサービス（食品関係施設に対して、衛生管理に関する助言、指導を業として行うこと。）等の特別な関係がある施設からの申請に係る認証の業務を行ってはならない。

(認証基準の履行状況の確認)

第23 認証機関は、認証した施設において、認証基準が履行されているかどうかの確認に努めなければならない。

(認証施設への立入り等)

第24 認証機関は、認証に係る業務を行うために必要な限度において、認証を申請した事業者及び認証した事業者から必要な報告を求め、審査員に認証の施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入らせ、関係書類を閲覧させることができる。

- 2 審査員が前項に規定する立入り等を行うときは、事業者に対し、認証機関が発行する身分証を提示しなければならない。
- 3 認証機関は、事業者に対し、認証基準に係るマニュアルの内容及び施設の衛生管理の方法に関して技術上の指導を行うことができる。

(秘密の保持)

第25 審査員並びに認証機関の役員若しくは職員は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(帳簿の備付け及び保存)

第26 認証機関は、認証の業務に関する事項で、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

- (1) 認証を申請した者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 認証に係る施設の名称及び所在地
- (3) 認証を申請した者の業種
- (4) 認証の申請を受けた年月日
- (5) 審査を行った年月日

- (6) 認証の可否を決定した年月日
  - (7) 前号の決定の結果
  - (8) 認証に従事した者の氏名
- 2 認証機関は、前項に定めるもののほか、申請書及びその添付書類並びに審査及び判定に関する報告書類を保存しなければならない。
- 3 前各項に規定する書類は、認証の有効期間が満了した日から3年間、保存しなければならない。

(業務廃止の届出)

第27 認証機関は、認証の業務を廃止しようとするときは、別記第15号様式による届出書に指定書を添えて、知事に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第28 知事は、認証機関が次の各号に該当したときは、その指定の取消しを行う。

- (1) 第27に規定する業務廃止の届出があったとき。
- (2) 事業者に対する認証に係る審査の公正性が著しく損なわれたとき。
- (3) 第32に規定する報告の要求若しくは検査を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告を行ったとき。
- (4) 第33の規定に基づく知事の指示を正当な理由なく拒んだとき。
- (5) 不正な手段で指定を受けたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、認証に係る業務が適切に行われなかつたとき。

2 前項の規定に基づいて認証機関の指定の取消しを行うときは、別記第16号様式による指定取消書を交付するものとする。

3 認証機関は、第1項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに指定書を知事に返納しなければならない。

(指定の取消しに係る業務の引継ぎ)

第29 認証機関は、第28の規定により指定を取り消されたときは、次の各号に基づき、認証した施設に関する書類及び認証業務を他の認証機関に速やかに引き継がなければならない。

- (1) 認証業務の引継ぎを行うときは、予め、知事と引継ぎ先について協議すること。
- (2) 認証業務を引き継いだときは、認証業務を引き継いだ認証機関の名称及び所在地並びに引継ぎを行つた認証施設の名称及び所在地の一覧について、遅滞なく知事に報告すること。

(報告)

第30 認証機関は、第7、第9及び第10に規定する申請並びに第12に規定する再審査の申請に基づき事業者を認証したときは、次の各号について遅滞なく知事に報告しなければならない。

- (1) 認証した事業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- (2) 認証した施設の所在地
  - (3) 認証した施設の名称、屋号又は商号
  - (4) 認証した業種
  - (5) 認証の年月日
  - (6) 更新又は変更の申請の場合は、その施設の初回の認証年月日
- 2 認証機関は、第13の規定に基づき変更の届出を受理したときは、変更事項を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 3 認証機関は、認証した事業者の認証の取消しをしたとき、又は事業者から認証の辞退等の届出があったときは、その旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 4 認証機関は、認証書又は認証マークの不正使用を発見したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

#### (業務運営に関する措置)

- 第31 認証機関は、事業者からの申請に基づき認証の業務を行うときは、事業者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行わなければならない。
- (1) 認証を受けようとする事業者からの申請に基づき、審査の上、認証を決定すること。
  - (2) 認証を受けた事業者から更新又は変更の申請があったときは、審査の上、認証を決定すること。
  - (3) 認証を受けた事業者から認証書の再交付の申請があったときは、認証書を再交付すること。
  - (4) 認証を受けた事業者から認証の辞退等の届出があったときは、受理すること。
  - (5) 審査について、認証を申請した事業者に、マニュアルの内容及び施設の衛生管理に関し技術上の指導を行うことができる。
  - (6) 審査の結果、技術上の指導の範囲を超えて改善が必要と認めるとき、又は判定の結果、当該認証申請に対して認証を否とする判定があったときは、再審査を行うことができる。
  - (7) 認証を受けようとする事業者からの申請を受理したとき、認証を受けた事業者から更新又は変更の申請を受理したとき、認証書の再交付の申請を受理したとき及び再審査を行うときは、所定の手数料を徴収することができる。
  - (8) 認証した事業者が第17第1項に該当する場合は、認証の取消しを行うことができる。
  - (9) 認証に係る審査を行なうために、認証を申請した事業者から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証の施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入ることができること。
  - (10) 認証の有効期間中に、認証基準が履行されているかどうかの確認を行うこと。
  - (11) 認証機関の指定を取り消されたときは、他の認証機関に認証の業務を引き継ぐこと。
  - (12) 認証に対する異議の申し立てに関すること。
  - (13) 秘密の保持に関すること。

## 第4章 特別認証

### (知事が認めた認証制度等)

第32 知事が認めた認証制度等は、別に定める基準により知事が決定するものとする。

### (特別認証の申請)

第33 第4の施設であつて特別認証を申請しようとする事業者は、認証を受けようとする施設ごとに、第6及び第7にかかわらず、別記第3号様式による申請書に、知事が認めた認証制度等の認証等を受けた証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

### (特別認証の申請者欠格事項)

第34 第40により認証を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない事業者は、第33に規定する申請を行うことが出来ない。

### (特別認証の方法等)

第35 知事は、事業者から第33に規定する申請が行われた場合、申請内容を審査し、認証を決定する。

2 知事は、前項の規定により認証したときは、別記第7号様式による認証書を交付するものとする。

### (特別認証の有効期間)

第36 特別認証の有効期間は、第15の規定にかかわらず、知事が認めた認証制度等の認証等の有効期間とする。

### (特別認証の変更届)

第37 特別認証を受けた事業者は、第33の申請内容に変更があったときは、別記第6号様式に認証書及び知事が認めた認証制度等の認証等を受けた証の写しを添えて、遅延なく知事に届け出なければならない。

### (認証書の再交付)

第38 特別認証を受けた事業者が、交付された認証書を紛失又はき損したときは、別記第8号様式により知事に再交付の申請をしなければならない。

2 知事は、前項に規定する再交付の申請があったときは、認証書を再交付するものとする。

### (特別認証に係る認証マークの掲示等)

第39 第16の規定は、特別認証を受けた事業者に準用する。

### (特別認証の取消し)

第40 知事は、認証をした事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証

を取り消すことができる。

- (1) 第33、第37に規定する申請の内容等に虚偽が判明したとき。
  - (2) 衛生管理の重大な不備が判明し、相当の期間を定めて、改善を求めてなお改善されないとき。
  - (3) 法第6条の規定に違反し、法第60条の処分を受けたとき。
  - (4) 知事が認めた認証制度等の認証等が取り消されたとき。
  - (5) 知事が認めた認証制度等が、この要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認められなくなったとき。
  - (6) 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第8号の処分を受けたとき。
  - (7) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売が判明したとき。
- 2 知事が、前項の規定により、認証を取り消すときは、当該事業者に別記第9号様式による認証取消書を交付するものとする。
- 3 特別認証を受けた事業者は、第1項第3号又は4号に該当したときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 特別認証を受けた事業者は、第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

#### (特別認証の辞退等)

第41 特別認証を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第10号様式により、速やかに知事に届け出るとともに、認証書を返納しなければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証を受けた施設を廃業又は廃止したとき。

#### (特別認証に係る書類の経由)

第42 この要綱の規定により知事に提出する書類は、その施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

#### (特別認証に係る立入り等)

第43 知事は、認証に係る審査又は履行状況の確認を行うために必要な限度において、認証を申請した事業者及び認証した事業者から必要な報告を求め、認証の施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入らせ、関係書類を閲覧させることができる。

2 前項に規定する立入り等を行うときは、知事が職員のうちから命じた食品衛生監視員に行わせるものとする。

3 知事は、事業者に対し、認証に関する技術上の指導を行うことができる。

## 第5章 雜則

(報告の要求・検査)

第44 知事は、認証業務の公正性を保ち、かつ、その適正な運用を図るため必要があると認めるときは、認証機関に対し必要な報告を求め、又は職員に、その事務所に立ち入り、認証の業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(指示)

第45 知事は、認証業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認証機関に対し、認証業務に係る監督上必要な指示を行うことができる。

(認証機関の教育・育成)

第46 知事は、認証業務の適正な運用を図るため、認証機関の審査員その他の職員に対し、必要な教育及び人材の育成を行う。

(認証機関の公表)

第47 知事は、認証機関の指定又は指定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

(認証を受けた事業者の公表)

第48 知事は、認証を受けた事業者の名称等を公表するものとする。

(その他)

第49 その他食品自主衛生管理認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月3日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、平成29年1月31日から施行する。
- 2 この改正の施行前に認証を受けた者については、第9に規定する更新申請の時まで、従前の例によることができる。
- 3 この要綱の施行の際に第15第1項又は第2項に規定する認証の有効期間の満了が平成29年12月31日までの者が、第9第1項に規定する更新を受けようとする場合は、第5第2項に規定する認証の基準は、改正後の「別表第2」によるほか、改正前の「別表第3」によることもできる。
- 4 前項の規定に基づく認証の有効期間は、第15第2項の規定にかかわらず、平成29年12月31日までとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
  - (1) 当該認証が、改正後の「別表第2」に掲げる基準に適合するものとしてなされた場合
  - (2) 当該認証が、改正前の「別表第3」に掲げる基準に適合するものとしてなされた後、平成29年12月31日までに、改正後の「別表第2」に掲げる基準に適合するものとして第10に規定する申請に基づく認証がなされた場合

## 附則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に認証を受け、又は認証の申請をしている者の当該認証については、令和3年6月1日時点での当該認証に附隨する法第55条の規定による許可の有効期限の期日を過ぎた最初の当該認証の有効期限の期日までは、「別表第1」に掲げる業種及び「別表第2」に掲げる業種別認証基準は従前の例による。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
  - (1) 第17に規定する認証を取り消された場合
  - (2) 第18に規定する認証の辞退、廃止を届け出た場合
  - (3) 法第60条の規定により許可を取り消された場合
  - (4) 規則第71条の2に規定する廃業を届け出た場合

別表第1（第4関係）

- 1 飲食店営業
- 2 菓子製造業
- 3 冷凍食品製造業
- 4 みそ又はしょうゆ製造業
- 5 密封包装食品製造業
- 6 豆腐製造業
- 7 納豆製造業
- 8 麵類製造業
- 9 そうざい製造業
- 10 アイスクリーム類製造業
- 11 乳処理業
- 12 乳製品製造業
- 13 食肉製品製造業
- 14 水産製品製造業
- 15 清涼飲料水製造業
- 16 氷雪製造業
- 17 食用油脂製造業
- 18 酒類製造業
- 19 食品添加物製造業
- 20 食肉処理業（認証マークの貼付は施設内において加工した製品に限る）
- 21 食肉販売業（認証マークの貼付は施設内において加工した製品に限る）
- 22 魚介類販売業（認証マークの貼付は施設内において加工した製品に限る）
- 23 食品販売業（スーパー・マーケット、デパート、コンビニエンスストア、食料品店等の食品を販売する施設）
- 24 潰物製造業
- 25 給食施設
- 26 食品製造業（1から25に掲げる業態以外の食品衛生法に基づく許可及び届出対象となる食品又は食品添加物の製造業又は加工業）

別表第2（第5関係）

I 認証基準（共通基準）

（略）

II 認証基準（業種別）

認証基準：

飲食店営業（飲食店営業の内レストランに該当する施設）

飲食店営業（飲食店営業の内仕出し弁当に該当する施設）

飲食店営業（飲食店営業の内レストラン、仕出し弁当、旅館、給食施設に該当する施設以外の施設）

飲食店営業（飲食店営業の内旅館に該当する施設）

菓子製造業

菓子製造業（菓子製造業の内、業として販売用のあん類を製造販売する施設）

冷凍食品製造業

みそ又はしょうゆ製造業（みそ又はしょうゆ製造業の内みそを製造する施設）

みそ又はしょうゆ製造業（みそ又はしょうゆ製造業の内しょうゆを製造する施設）

密封包装食品製造業（密封包装食品製造業の内ソース類を製造する施設）

豆腐製造業

納豆製造業

麵類製造業

そろざい製造業

密封包装食品製造業（密封包装食品製造業の内缶詰又は瓶詰食品を製造する施設）

アイスクリーム類製造業

乳処理業

乳製品製造業

食肉製品製造業

水産製品製造業（水産製品製造業の内魚肉ねり製品を製造する施設）

清涼飲料水製造業

清涼飲料水製造業（清涼飲料水製造業の内乳酸菌飲料を製造する施設）

冰雪製造業

食用油脂製造業

食用油脂製造業（食用油脂製造業の内マーガリン又はショートニングを製造する施設）

酒類製造業

食品添加物製造業

食肉処理業

食肉販売業

魚介類販売業

食品販売業（スーパー・マーケット、デパート、コンビニエンスストア、食料品店等の食品を販売する施設）

食品製造業（食品製造業の内こんにゃく又はところんを製造する施設）

漬物製造業

食品製造業（食品製造業の内こうじ又はその加工品を製造する施設）

給食施設

食品製造業（食品衛生法に基づく許可及び届出対象となる食品又は食品添加物の製造又は加工する施設）